

改正

令和4年5月20日要綱第87号

令和5年3月31日要綱第137号

春日部市障害児（者）生活サポート事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、春日部市障害児（者）生活サポート事業実施要綱（平成18年4月1日制定。以下「実施要綱」という。）に規定する団体に対し、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、春日部市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第125号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助金の対象となる事業は、生活サポート事業とし、経費は、生活サポート事業の運営費とする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、別表により算出した額とする。

（交付の申請）

第4条 規則第5条の規定による補助金の交付の申請をしようとするときは、春日部市障害児（者）生活サポート事業補助金交付申請書（様式第1号）に春日部市障害児（者）生活サポート事業報告書（別紙1）及び春日部市障害児（者）生活サポート事業結果報告明細書（別紙2）を添えて、毎月10日までに前月分を市長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第5条 規則第9条第1項の規定による通知は、春日部市障害児（者）生活サポート事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（交付請求）

第6条 規則第16条第2項による補助金の交付の請求は、春日部市障害児（者）生活サポート事業補助金交付請求書（様式第3号）によるものとする。

（実績報告）

第7条 規則第13条に規定する実績報告をしようとするときは、春日部市障害児（者）生活サポート事業補助金実績報告書（様式第4号）を、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第8条 補助事業者（規則第2条第3号に規定する者をいう。以下同じ。）は、市長の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求にかかる事項を書面で市長に報告しなければならない。

（書類の整備等）

第9条 補助事業者は、補助事業等に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（春日部市障害児（者）生活サポート事業費補助金交付要綱の廃止）

2 春日部市障害児（者）生活サポート事業費補助金交付要綱（平成20年7月31日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則 (令和4年5月20日要綱第87号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際別表第1及び別表第2の左欄に掲げる要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和5年3月31日要綱第137号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。